

定款
在日ハンガリー商工会議所
第1章 総則

(名称)

第1条 日本語名を「在日ハンガリー商工会議所(以下、「本会議所」という)」、ハンガリー語名を” Magyar Kereskedelmi és Iparkamara Japánban ”、英語名を”Hungarian Chamber of Commerce in Japan”と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会議所は、主たる事務所を東京都内に置く。

2. 本会議所は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことが出来る。

(原則)

第3条 1. 本会議所は、本定款に則った事業を行う。

2. 本会議所の活動や成果は、営利を目的としない。活動から得られた収益は、本会議所の経費やこの定款に定める目的の達成及び業務遂行のために用いるものとする。

3. 本会議所は、特定の個人、法人、団体の利益のために活動を行うものではない。

4. 本会議所は、政治活動を行わない。また、特定の政党のために活動するものではない。

第2章 目的と事業内容

(目的)

第4条 本会議所は、日本国とハンガリーの間における経済関係の発展に向け、ハンガリーの商工業者の日本における事業活動の支援及び日本とハンガリーの経済交流の促進を図り、商工業の改善発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会議所は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 前条の目的に資するハンガリー及び日本国の商工業者への経営支援

(2) 前条の目的に資する資料の収集及び分析並びに出版物の発行

(3) 前条の目的を推進する啓蒙活動

(4) 前条の目的を達成するための日本国及びハンガリー政府並びに経済団体への施策提言

(5) 経済状況及び市場環境に関する日本商工会議所との情報交換及び相互交流の促進

(6) 日本国の経済団体及び企業に対するハンガリーとの取引に関する情報の提供

(7) 日本国及びハンガリー間の経済、文化交流の促進

(8) 前各号の事業を促進するためのイベント等の主催

(9) 本定款に定める目的の実現のために必要なその他一切の業務

第3章 会員およびその権利と義務

(会員の資格)

第6条 本会議所の会員は次のように区分される。

(1) 通常会員

(2) 名誉会員

2. 本会議所の目的に合致する経済活動を行う全ての企業、機関、経済団体、協会及び自然人は通常会員としての資格を有する。
3. 本会議所の名誉会員は自然人に限られ、理事会の決定に基づいて任命される。
4. 日本国に居住しない者も、通常会員又は名誉会員として入会できる。

(会員の資格を有しないもの)

第7条 会員としての資格を有しないものは、次のいずれかとする。

- (1) 日本国又はハンガリーの法規に基づいて、経済活動を法的に禁止されている自然人。
- (2) 日本国又はハンガリーの法規に基づいて、公的に経済活動に制限を受けているか、又は経済活動の制限が解除されていない法人。
- (3) 日本国又はハンガリーの法規に基づいて禁固刑以上の有罪判決を受け、日本国又はハンガリーの法規に基づいて未だその刑の執行が終わっていない、又は執行を受けることがなくなっていない自然人。

(入会)

- 第8条** 会員になることを希望する者は、理事会が定める様式の入会申請書を提出するものとし、その入会の可否は、本会議所の目的に照らし、妥当性及び適合性を審査し、理事会が決定する。
2. 法人である会員は、本会議所との関係においては入会時に指定する1名の自然人により代表され、かかる代表者は事前に本会議所へ書面にて通知することにより任意に変更することができる。

(会員の権利)

第9条 通常会員は次に掲げる権利を有する。

- (1) 本会議所の役員選出に係る選挙権および被選挙権
 - (2) 会員総会における議決権
 - (3) 本会議所の活動に関する提案を役員へ提出する権利
 - (4) 本会議所の提供するサービスを利用する権利
 - (5) 本会議所の事業に参加する権利
 - (6) 本会議所の事業に関する情報を享受する権利
2. 名誉会員は、前項(1)及び(2)にかかる権利を除き、通常会員と同様の権利を有する。

(会員の義務)

第10条 会員は、次に掲げる義務を有する。

- (1) 定款その他の本会議所の規則に従わなければならない。
- (2) 本会議所定款に定める目的実現への積極的参加及びその実務への参加。

(会員台帳)

第11条 本会議所に、会員台帳を備える。

2. 会員台帳に登録すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 組織名
 - (2) 組織所在地
 - (3) 組織電話番号・FAX番号
 - (4) 業種
 - (5) 資本金
 - (6) 従業員数
 - (7) 代表者氏名・肩書
 - (8) 入会代表者氏名・肩書、メールアドレス
 - (9) 入会者電話番号、携帯電話番号、

- (10) 入会紹介企業
- (11) 入会年月日
- (12) 会員区分
- (13) 年会費

- 3. 会員台帳は、事務局長が管理し、会員が新たに追加したとき、又は会員台帳に登録された事項に変更を生じたことを知ったとき、遅滞なくこれを訂正する。
- 4. 会員は、第2項の事項について変更を生じたときは、すみやかにその旨を本会議所に届け出なければならない。
- 5. 会員は、会員台帳の作成又は訂正に関して本会議所から資料の提出を求められたときは、正当の理由がないのに、これを拒むことはできない。

(通常会員の会員権の停止)

第12条 通常会員は次に掲げる事由により会員権の行使を停止される。

- (1) 理事会に対し書面で退会の申し立てをした場合
 - (2) 第16条第1項の規定により除名された場合
 - (3) 単独で法律行為を行う能力を喪失し、破産、民事再生、会社更生その他同等の手續若しくは清算・特別清算が開始された場合
 - (4) 死亡した場合
2. 本条により会員資格が停止された場合でも、すでに発生している義務（会費の支払義務を含むがこれらに限られない）は免除されない。

(名誉会員の会員権の停止)

第13条 名誉会員は次に掲げる事由により会員権の行使を停止される。

- (1) 理事会に対し書面で退会の申し立てをした場合
- (2) 第16条第1項の規定により除名された場合
- (3) 死亡した場合

(会員資格の譲渡)

第14条 会員の資格は譲渡することはできない。

(脱退)

第15条 会員は、事業年度終了の少なくとも1ヵ月前までに会頭に書面による通知を為すことにより、当該事業年度の終了日において退会することができる。

(除名)

第16条 本会議所は、次の各号の一に該当する会員を、理事会の決議によって除名することができる。この場合は、その会員に対して、その理事会の会日の7日前までに、その旨を通知し、理事会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 1箇年以上にわたって会費の納入その他会員たる義務を怠った会員
 - (2) 本商工会議所の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った会員
 - (3) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為（①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為、及び⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいう。以下同じ。）を行った会員
 - (4) 自ら又は第三者を利用してその他前2号から3号に準ずる行為を行った会員
 - (5) 会員としての資格条件を喪失した会員
2. 除名されたものは、除名された日から少くとも1年間は本会議所の会員となることができない。

(会費)

第17条 通常会員の年会費は次の通りとし、本会議所からあらかじめ送付される請求書により速やかに納付するものとする。当該会費を未納付の会員は、第9条第1項第2号に規定する会員総会での議決権を付与されないものとする。

- 個人会員 10,000円(学生 3,000円)
- 法人会員(従業者100名未満) 30,000円
- 法人会員(従業者100名以上) 100,000円

2. 名誉会員は年会費を支払う義務を負わない。
3. 何れの会員も規定の会費以外に寄付を行うことができる。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第18条 本会議所に、次の役員を置く。役員とは、理事及び監事をいう。

- (1) 理事3名以上15名以内の奇数名
 - (2) 監事1名
2. 理事のうち、1名を会頭、3名以下を副会頭とする。また、1名を専務理事とすることが出来る。

(選任等)

第19条 役員は、定期会員総会において選任する。

2. 会頭、副会頭、及び専務理事は、定期会員総会において選任する。
3. 監事は、理事又は本会議所の職員を兼ねてはならない。
4. 役員は、本会議所の通常会員であることを要する。

(職務)

第20条 会頭は本会議所を代表し、理事会決議に基づくその活動を監督・調整し、職務に必要な役職を設け任命することが出来る。会頭は、本会議所の資金運営に関し、理事会が定めるところに従い単独で署名権限を有する。

2. 副会頭は、会頭が不在のとき又は職務を行うことができない場合に、会頭の職務を行い、その権限を行使する。さらに、会員総会又は理事会から委任された職務及び会頭から委嘱された職務を行う。
3. 専務理事は、本会議所の運営に関し、理事会の指示に基づきその運営上の行為を調整し、理事会の定める運営方針に基づき、本会議所の運営を指揮する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び会員総会または理事会の決議に基づき、本会議所の業務を執行するものとする。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会議所の財務状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会議所の業務又は財務に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを会員総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、会員総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会議所の財務状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第21条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第22条 理事又は監事の人数が第18条第1項第1号、第2号に規定する定数に満たないこととなった場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第23条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第24条 役員は報酬を受けることができる。

2. 役員は、その職務を執行するために要した合理的な費用を受けることができる。
3. 前2項に関する事項は、理事会にて別途に定める。

(名誉会頭及び顧問)

第25条 本会議所に、名誉会頭1名及び顧問を5名程度置くことができる。

2. 名誉会頭及び顧問は、本会議所の運営に関して会頭の諮問に答え、その限度で意見を述べることができる。
3. 名誉会頭及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 本会議所の会議等

(会議の種類)

第26条 本会議所の会議は次に掲げるものとする。

- (1) 通常会員による会員総会
- (2) 理事会

(会員総会の招集)

第27条 会員総会は、定期会員総会又は臨時会員総会とする。

- (1) 定期会員総会は、会頭又は理事会が毎年招集し、開催しなければならない。
- (2) 臨時会員総会は、会頭若しくは理事会が必要と認めるとき又は通常会員の3分の1以上が書面により開催を求めた場合に、会頭又は理事会が招集する（第20条第5項第4号により監事が招集する場合を除く）。

(会員総会招集の通知)

第28条 会員総会は、総会開催日の少なくとも7日前までに通常会員宛に郵便又は電子メールにより通知することにより招集するものとし、招集通知には総会の開催地、日時及び議題を記載しなければならない。

(会員総会の議決権)

第29条 会員総会における議決権は、第17条第1項に規定する会費未納がない出席通常会員本人又はその本人により委任された代理人が有する。その代理人は、本会議所の通常会員に限るも

のとし、その代理人は、他の通常会員の3名を限度として代理権を行使できるものとする。但し、本会議所の会頭に委任する場合にはその限りではない。

(会員総会の議事)

第30条 会員総会は、本人又は代理人により、総通常会員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2. 会員総会の議事は、この定款に別に定めがある場合を除き、本人又は代理人により出席した通常会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員総会の議長)

第31条 会員総会の議長は、会頭が務める。会頭不在の場合は、副会頭又は理事会が任命した理事がこれを務める。

(会員総会の権限)

第32条 会員総会は、次の権限を有する。

- (1) 理事会が作成する財務諸表、決算及び年度報告書の承認
- (2) 本会議所の活動方針及び年次計画の決定
- (3) 理事会の構成員、会頭、副会頭、専務理事、及び監事の選任又は解任
- (4) 定款及び定款変更の決定
- (5) 議題に指定されたその他の事項の決議
- (6) 本会議所の解散決議採択

(報告書・財務諸表の作成)

第33条 会頭又は副会頭は、定期会員総会開催の一週間前までに、事業報告書、収支決算書、年次予算、財産目録及び監事に提供する報告書を作成し、閲覧を希望する会員に提出しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会頭が務める。会頭不在の場合は、副会頭又は理事会が任命した理事がこれを務める。

(理事会の決議)

第35条 理事会は、会頭が招集する。また、理事の3分の1以上が必要と判断したときその都度開催する。理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

- (1) 理事会における特別決議は、本会議所の定款変更、名称変更、登記変更、会員の除名について議決する場合に開催し、出席理事の3分の2以上の決議により成立するものとする。
- (2) 理事会における普通決議は、前号に規定する事項以外の事項を議決する場合に開催し、出席理事の過半数の決議により成立するものとする。

(理事会の任務)

第36条 理事会は、本会議所の活動を指揮、規律し、この定款に別に定めるものの他、本会議所の業務執行の決定を行う。

(監事の理事会への出席の権利)

第37条 監事は、本会議所の理事会への出席の権利を有する。

(顧問委員会の設置)

第38条 本会議所は、顧問委員会を設置することができるものとし、その構成員は日本ハンガリー関係に経験が深く本会議所の目的遂行に貢献しうる者のうちから、理事会が選任する。

第6章 本会議所事務局

(事務局)

第39条 本会議所の本部に管理業務を行う事務局を設置することができる。

2. 事務局を設置する場合、事務局長は、理事会によって任命又は解任される。
3. 事務局長は、議事録、会員台帳等の保管を含む文書管理業務、その他、本会議所の管理業務全般を行う。
4. 事務局業務遂行のために職員を雇用することができる。

第7章 補則

(任期後の職務)

第40条 任期を終えた本会議所の役員は、新役員が選任されるまでの期間、業務を継続する。

(定款の変更)

第41条 本会議所の定款の変更は、会員総会の決議を得なければならない。

(必要書類の管理)

第42条 本会議所は、本部において、定款、内規、総会議事録、理事会議事録、監事意見書、会員台帳、事業報告書、収支決算書、会計帳簿及びその他の必要書類を保管、管理する。

(事業報告)

第43条 本会議所の事業報告は、本部に保管され、会員は、その求めに応じて閲覧することができる。

(契約)

第44条 理事会の承認を得ずに如何なる契約も締結されない。契約書には理事2名が署名し、その内の1名は必ず会頭又は副会頭であることを要する。

(解散)

第45条 本会議所は、次の場合に解散する。

- (1) 通常会員の2/3以上の賛成票をもってする会員総会決議による任意解散
 - (2) 1年を超える期間、本会議所及び第26条に規定する会議が活動を停止した場合又は機能することが不可能となった場合における必要的解散
 - (3) 破産
2. 解散に際し、残余財産は、会員総会において過半数の決議により定めるところに従い処分する。

(清算人の任命)

第46条 本会議所は、前第1項の解散事由が生じた場合には、臨時会員総会を開催し、本会議所の清算のために清算人を任命する。

(財産処分の方法)

第47条 清算人は、就任の日から6ヵ月以内に財産処分の方法を定め、その承認について通常会員による会員総会の決議を得なければならない。

2. 通常会員による会員総会は、財産処分の方法の承認の議決を理事会に委任することができる。

(臨時会費)

第 48 条 本会議所の責務支払のために臨時会費の徴収が必要となった場合、臨時会員総会の承認を得て必要限度内において臨時会費を徴収することができる。

(事業年度)

第 49 条 本会議所の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(その他規則の制定)

第 50 条 本会議所の理事会は、定款を遵守しつつ、本会議所の適切な機能を確保するため、次に掲げる事項についての規則を別に定めるものとする。

- (1) 入会希望者による入会申請
- (2) 支出承認及び署名権限
- (3) 年会費の支払
- (4) 前各号に定めるものの他、この定款に定める事項

備考：この定款は 2019 年 9 月 10 日に経済産業省より「在日ハンガリー商工会議所」の名称使用許可を取得した際に、合わせて同省より承認されたものである。